

令和4年6月28日	
所 属	介護保険事業担当
所属長	田中 宏之
電 話	06-6489-6343

公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りについて

尼崎市は、介護保険の高額介護サービス費に算定誤りがあり、支給額が本来より不足していたことが判明しましたのでお知らせします。追加支給対象者の方には順次、お詫びの文書と追加支給に関するご案内を送付し、追加支給を行います。

1 判明した経緯

厚生労働省から令和3年12月に「他都市において公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りの事例が報告された。」との情報提供があり、本市において、算定方法の確認を行った結果、他都市と同様に算定方法に誤りがあり、一部の公費負担医療対象者の高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。

2 内容

介護保険制度では、介護保険サービスの利用者負担額の一月あたりの合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合に、その超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

難病患者に対する特定医療費の支給等の公費負担医療の対象となっている訪問看護等の介護保険サービスを利用した場合、高額介護サービス費の算定において、一月あたりの利用者負担額を算定する際に、公費負担医療による支給額を控除し、なお利用者負担が残る場合は、その利用者負担額を合算にするべきところ、システム上、合算していなかったため、過少支給となっていました。

※ 算定誤りの公費負担医療は、公費給付率100%のうち、所得判定等により一部公費本人負担のある「通院医療（障害者自立支援）」・「更生医療（障害者自立支援）」・「難病公費」・「特定疾患・先天性血液凝固」の4制度となります。

3 追加支給対象

期間：令和2年1月～令和4年1月

人数：117人

金額：1,094,731円

※ 速報値、現時点における概算のため、変動する可能性があります。

4 今後の対応

算定誤りのあった対象の方には、お詫びの文書と追加支給に関するご案内を送付します。

また、公費負担医療対象となる利用者負担額を高額介護サービス費の算定に含めるよう、介護保険システムの改修を行いましたので、追加支給額が確定でき次第、順次支給を行っていきます。

5 再発防止策

今後、制度改正等によりシステム更新を行う際には、法令等の解釈、運用において関係機関への照会・確認を確実にを行い、法令に基づいた適正な事務執行に努めます。

以 上